

役員報酬についての基礎知識

代表取締役または取締役の給与のこと。

取締役の給与は年度がかわってから3ヶ月以内でないと変更できず、かつ期中2回以上の変更は不可。賞与は原則的に経費にできない。(株主総会での決議事項)

平取締役については、給与の中に取締役としての給与と従業員としての給与の2種類が含まれていると解釈される。(使用人兼務役員の使用人分の給与)

平取締役の従業員部分の給与は変更可能。賞与の支払いも可能。

なぜ役員報酬を設定するか

会社と役員個人とは別々の存在であるため。

会社に利益が残ると役員個人がお金をもらうのは別のことである。

さらに、もし会社が黒字になり利益が残ったとすると、その利益はいつかはかならず会社の外部(役員、株主など)に支払う必要がある。

- ・給与として役員へ(会社の経費となる)
- ・退職金として役員へ(会社の経費となる)
- ・利益の配当として株主へ(会社の経費とならない)
- ・会社を解散・清算するときには配当として株主へ(会社の経費とならない)

会社にお金を残すより役員報酬を払うのが有利と言われるのは何故か

中小企業では社長≒会社

会社の利益に対する法人税等の税率は約35%

個人の給与に対する所得税、住民税、社会保険の負担率が、上記を下回るのなら、役員個人に給与を支払ったほうが有利であるという考え方ができる。

また、赤字の会社には税務調査が入りづらいのは事実であるため、面倒な税務調査を回避するために会社が赤字になるような高めの役員報酬を取る経営者も実際に存在する。面倒な税務調査を避ける代わりに個人の年収を上げ、個人の所得税住民税は多少高めに払うという考え方である。

赤字決算が前提となるため、銀行から融資を受けて事業拡大をする場合には取ることのできない手法である。

役員のおさんや親族に給与を払うのは何故か

個人の所得税は一人に所得(給与)が集中するほど税負担率が高くなる仕組みになっている。

お金を渡しても良いような身内のなかに、給与が0の人がいれば、給与を渡すことで税負担率を下げることができる。

ひとつの家族としての収入は変わらず、税金だけが節約できる。

働いていない奥さんや親族に給与を払ってもよいのか

働いていない親族に給与を払うことは認められていない。ただし、現実にはしばしば本当に働いているかが外部からは判別できないケースが存在する。

「経営に携わっている」「人脈をつかって会社に貢献している」「社内で経理総務秘書を業務などしている」など。

このような仕事内容の場合、出勤が必須とは言い切れないため、節税のツールとしての自由

度は高いと言える。

世間にはタイムカードや出勤簿、日報の整備されていない中小企業も多く存在することも一因である。

配偶者控除、103万円の壁、130万円の壁とは何か

年収の低い妻がいると、夫は税・社会保険料の優遇を受けることができる。（男女逆の場合も同じ）

・配偶者の年収が103万円未満であれば、夫の給与所得から38万円を引いて税金を計算することができる。

・配偶者の年収が130万円未満であれば、自分で社会保険料を納めずに、夫の扶養に入ることができる。

税務の現場では、あまり勤務実態のない妻に、年収103万円の範囲内で給与を支払い、給与を会社の経費として法人税を節税した上で、社長個人としては配偶者控除を適用し所得税・住民税を節税する「二重の節税」がしばしば見受けられる。

そもそも勤務実態のない妻であるから、年収103万円（月額8万円程度）の範囲内の給与の方が無理がない（勤務実態を証明するのに苦労しない）とも言える。

社会保険には加入したほうがよいのか

法人である以上、社会保険加入は義務である。役員、正社員、正社員の3/4以上の勤務時間のあるアルバイトは社会保険に入れる必要がある。

会社は社会保険料の1/2を負担し、残り1/2は個人が負担する。（労使折半）

現実には日本の企業数の30%前後が社会保険未加入と言われており、創業当初から社会保険に加入する企業はむしろ少数派と言えるかもしれない。

社会保険は高いのか、払うことの損得はあるのか

下記の例のように決して安い金額ではないと言え、中小企業の資金繰りを圧迫する可能性は十分あると言える。

ただし、厚生年金については将来自分で受け取る年金であるので、自身や配偶者が長寿を全うすることを前提とすれば払うことに金銭的なメリットがある。

給与20万の場合	健康保険	19,000円	厚生年金	34,000円
給与50万の場合	健康保険	49,850円	厚生年金	85,600円

※現在の日本の年金制度は相互扶助（強者が弱者を助ける）の性質も持っているため、自分の負担した年金をすべて自分がもらえるわけではない。

また、世代間の不平等も指摘されていることは周知の通りで、受給開始年齢は今後上がり続けるはずである。

子供がいる世帯では

- ・ 児童手当の所得制限額
- ・ 高校無償化の所得制限額
- ・ 所得に基づく保育料の決定